



自動車リサイクル制度の施行状況の 評価・検討に関する報告書（案）（概要）

令和8年7月28日

環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室

【概要】自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）



- 自動車リサイクル法（2005年1月全面施行）について、環境省及び経済産業省は昨年9月より、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会議において法施行20年目の評価・検討の議論を実施。
- 計7回開催された合同会議において、**1. 自動車リサイクル制度の安定化・効率化、2. 国内資源循環の推進（再生材等の流通促進）、3. その他、発展的・横断的要素への対応**について検討を重ね、報告書（案）をとりまとめた。

<自動車リサイクル制度の評価・検討に係る基本的方向性>

1. 自動車リサイクル制度の安定化・効率化

近年の中古車輸出の増加やオートオークション市場の競争の活発化、不適正な解体・保管・輸出等により、国内で解体・破砕工程に回る使用済自動車の減少や不適正処理の顕在化が進み、制度の安定性を揺るがしかねない状況が生じている。このため、中古車流通、とりわけオートオークション市場における運用の適正化、使用済自動車の判別基準の点検、廃車ガラクタ輸出の適正化、解体業者の適正化等について、多面的な対応を講じる必要がある。あわせて、使用済車載用LiBについては、既にメーカー主導による回収・処理の取組が進められているものの、安全性や将来の排出増加等を踏まえ、持続可能な適正処理体制の構築に向けた検討を進めることが求められる。

2. 国内資源循環の推進（再生材等の流通促進）

循環経済への移行が国家戦略として位置付けられる中、産業競争力や経済安全保障の観点からも、再生材の安定供給体制の強化が必要となっている。使用済自動車は重要な循環資源であり、国内資源循環を進める観点から、処理段階のより上流で有用部品・素材を回収することが重要である。このため、リユース部品の流通促進や、ASRとなる前段階での素材回収の拡大を進めるとともに、ASR後のマテリアルリサイクルを含め、総合的な資源循環の在り方を検討していくことが求められる。また、欧州ELV規則案等の国際動向を注視しつつ、再生材の質と量の確保や動静脈連携の取組を関係主体と連携して進める必要がある。

3. その他、発展的・横断的要素への対応

制度の高度化等に向け、令和8年1月に運用を開始した大規模改造後の自動車リサイクルシステム（JARS）を基盤として、トレーサビリティの確保や蓄積データの利活用を通じた制度運用の高度化を進めることが重要である。あわせて、2050年ネット・ゼロの実現に向け、再利用・再資源化に係る環境負荷低減の取組を継続し、工程別の排出実態の把握と削減に向けたフォローアップを行っていく必要がある。